ID:　180

担当部署:　企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	登録団体の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則　第5条の6第1項
例規番号	平成22年規則第4号

【根拠条文】

（あしや市民活動センター登録団体の取消し）

第5条の6　市長は、あしや市民活動センター登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録の承認を取り消すことができる。

(1)　第5条の2に規定するあしや市民活動センター登録団体の要件を満たさなくなったとき。

(2)　前条第2項に規定する活動内容の報告及び決算について報告を行わないとき。

(3)　偽りその他不正な行為により登録の承認を受けたと認められるとき。

2　市長は、前項の規定により登録の承認を取り消したときは、あしや市民活動センター登録団体登録取消通知書により通知するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日